

昭和三十九年法律第百四十五号

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 工業団地造成事業等

第一節 工業団地造成事業（第五条の二～第九条）

第二節 削除（第十条～第二十三条）

第三節 施行計画及び処分管理計画（第二十四条～第二十五条）

第四節 造成敷地等の処分及び管理等（第二十六条～第三十五条）

第五節 補則（第三十五条の二～第四十三条）

第六章 罰則（第四十八条～第五十二条）

附則 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊整備区域内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し必要な事項を定め、近郊整備区域の計画的な市街地としての整備及び都市開発区域の工業都市、住居都市その他の都市としての開発に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律で「近郊整備区域」とは、近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号。以下「法」という。）第十一一条第一項の規定により指定された区域をいう。

2 この法律で「都市開発区域」とは、法第十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

3 この法律で「製造工場等」とは、製造業（物品の加工修理業を含む。）又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいう。

4 この法律で「工業団地造成事業」とは、近郊整備区域内又は都市開発区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）及びこの法律で定めるところに従つて行なわれる、製造工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他の施設の敷地の造成又はそれらの施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業（造成された敷地又は整備された施設の処分及び管理に関するものを除く。）をいう。

5 この法律で「造成敷地等」とは、工業団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。

6 この法律で「造成工場敷地」とは、工業団地造成事業により造成された製造工場等の敷地をいう。

7 この法律で「公共施設」とは、道路、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
(近郊整備区域建設計画等の作成等)

第三条 近郊整備区域又は都市開発区域の指定があつたときは、関係府県知事は、法第二条第二項に規定する近畿圏整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画を作成することができる。この場合において、関係府県知事は、政令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を求めなければならない。

2 土地交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 土地交通大臣は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を関係行政機関の長に送付しなければならない。

4 前項の規定は、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の変更について準用する。

(近郊整備区域建設計画等の内容)

第四条

近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる施設の整備に関する事項を定めるものとする。

一 住宅用地、工場用地等の宅地

二 道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設

三 公園、緑地等の空地

四 水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設

五 河川、水路及び海岸

六 住宅等の建築物

七 学校等の教育文化施設

八 その他政令で定める主要な施設

前項各号に掲げるもののほか、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

二 産業の業種、規模等に関する事項

三 土地の利用に関する事項

近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。

前項後段の規定にかかるらず、近郊整備区域又は都市開発区域による都市計画区域の指定に関しては、関係市町村の意見はきくことを要しない。

(近郊整備区域等による都市計画区域)

第五条 都市計画法第五条第三項又は第四項後段の規定にかかるらず、近郊整備区域又は都市開発区域による都市計画区域の指定に関しては、関係市町村の意見はきくことを要しない。

第二章 工業団地造成事業等

第一節 工業団地造成事業

(工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画)

第五条の二 都市計画法第十二条の二第二項の規定により工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域について都市計画に定めるべき区域は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域でなければならない。

一 工業市街地を整備することが適當な近郊整備区域内又は工業都市として開発することが適當な都市開発区域内にあつて、当該近郊整備区域又は都市開発区域の整備開発の中核となるべき相当規模の区域であること。

二 良好的な工業団地として必要な立地条件を備えていること。

三 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないと認められる。

四 都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域内にあること。

五 国土交通大臣は、工業団地造成事業に係る市街地開発事業等予定区域に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは变更に同意しようとする場合には、あらかじめ、工業立地上の観点からする経済産業大臣の意見を聴かなければならない。

(工業団地造成事業に関する都市計画)

第六条 都市計画法第十二条第二項の規定により工業団地造成事業について都市計画に定めるべき施行区域は、次の各号に掲げる条件に該当すること。

一 前項各号に掲げる条件に該当すること。

二 当該区域を工業団地とするために整備されるべき主要な公共施設に関する都市計画が定められていること。

前項第二項の規定は、国土交通大臣が工業団地造成事業に関する都市計画を定め、又はその決定若しくは変更に同意しようとする場合について準用する。

第七条 工業団地造成事業に関する都市計画においては、都市計画法第十二条第二項に定める事項のほか、公共施設の配置及び規模並びに宅地（工業団地造成事業により造成される敷地のうち公共施設の用に供する土地を除く。）の利用計画を定めるものとする。

2 工業団地造成事業に関する都市計画は、次の各号に掲げるところに従つて定めなければならない。

一 道路、下水道その他の施設に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計

画に適合するよう定めること。

二 当該区域が製造工場等の生産能率が十分に發揮されるよう適切な配置及び規模の道路、排水

施設、公園又は緑地その他の施設を備え、かつ、公害の防止について適切な考慮が払われた工

業団地となるように定めること。

(工業団地造成事業の施行)

第八条 工業団地造成事業は、都市計画事業として施行する。

(施行者)

第九条 工業団地造成事業は、地方公共団体が施行する。

第二節 削除

第十一条から第二十三条まで 削除

第三節 施行計画及び処分管理計画

(施行計画)

第二十四条 施行者（工業団地造成事業を施行する者をいう。以下同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、工業団地造成事業に関する施行計画（以下「施行計画」という。）を定めなければならぬ。

2 施行者は、施行計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを府県にあつては国土交通大臣、その他の者にあつては府県知事に届け出なければならない。施行計画を変更したときも、同様とする。

3 施行者は、施行計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、施行計画又はその変更に関するある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

4 (処分管理計画)

第二十五条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画（以下「処分管理計画」という。）を定めなければならない。

2 施行者は、処分管理計画を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、これを国土交

通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の届出があつた場合においては、関係行政機関の長の意見を聴き、この法律及び当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画（第二条第一項の同意を得たものに限る。第四十三条から第四十六条までにおいて同じ。）又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画（第三条第一項の同意を得たものに限る。第四十四条から第四十六条までにおいて同じ。）の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該処分管理計画の変更を求めることができる。

4 前二項の規定は、施行者又は施行者であつた者が処分管理計画を変更した場合に準用する。

5 前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとする場合に準用する。

第四節 造成敷地等の処分及び管理等

(工事の完了の公告)

第二十六条 施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事（施行計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を府県知事に届け出なければならない。

2 府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が施行計画に適合していると認めたときは、遅滞なく、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

(造成敷地等の処分及び管理)

第二十七条 施行者であつた者は、造成敷地等をこの法律及び処分管理計画に従つて処分し、又は管理しなければならない。

2 施行者であつた者がこの法律の規定により行う造成敷地等の処分については、地方公共団体の財産の处分に関する法令の規定は、適用しない。

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

第二十八条 工業団地造成事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるときは、又は処分管理計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2 施行者は、第二十六条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者であつた者は、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事が完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者又は施行者であつた者からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が施行計画に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第二十九条 工業団地造成事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第二十六条第二項の公告の日の翌日において施行者であつた者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ國又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分管理計画で特別の定めをしたものを除き、第二十六条第二項の公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者（その者が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条において規定する第一号法定受託事務（以下単に「第一号法定受託事務」という。）として当該公共施設を管理する地方公共団体であるときは、国）に帰属するものとする。

3 (造成工場敷地の譲受人の公募)

第三十条 施行者であつた者は、造成工場敷地について、国土交通省令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

(造成工場敷地の譲受人の資格)

第三十一条 造成工場敷地の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならぬ。

1 一 当該造成工場敷地においてみずから製造工場等を経営しようとする者であること。

2 製造工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。

3 讓渡の対価の支払能力がある者であること。

(造成工場敷地の譲受人の選考)

第三十二条 施行者であつた者は、造成工場敷地の譲受人を、公正な方法で選考して決定するものとする。この場合においては、製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者に対しては、その他の者に優先しなければならない。

(製造工場等の建設)

第三十三条 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者であつた者の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。

2 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者が前項の規定により承認を受けた計画を変更しようとする場合において、変更に係る事項が国土交通省令で定める軽微なものであるときは、同項の規定による承認を要しない。

3 施行者であつた者は、第一項の規定に違反した者に対して、造成工場敷地の譲渡契約を解除することができる。

(造成工場敷地に関する権利の処分の制限)

第三十四条 第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間は、造成工場敷地の所有権、

地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又

は移転については、国土交通省令で定めるところにより、当事者が施行者であつた者の長の承認

を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、この限りでない。

一 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合

二 滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売（その例による競売を含む。）又は企業担

保権の実行により当該権利が移転する場合

三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律により当該造成工場敷地が収用

され、又は使用される場合

前項に規定する承認には、造成工場敷地の製造工場等の敷地としての合理的な利用を確保する

ため必要な条件を附することができる。この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に

不當な義務を課するものであつてはならない。

（造成工場敷地を表示した図書の備置き等）

第三十五条 施行者があつた者は、第二十六条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存する市町村の長に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該造成工場敷地の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

前項の図書の送付を受けた市町村長は、第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならぬ。

3 施行者があつた者は、国土交通省令で定めるところにより、第二十六条第二項の公告の日の翌

日から起算して十年間、工業団地造成事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、工業団

地造成事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却

し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（測量のための標識の設置）

第三十五条の二 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合には、国土交通省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却

し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

（関係簿書の閲覧等）

第三十五条の三 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工業団地造成事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行しようとする、又は施行する土地を管轄する登記所の長に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本若しくは登記事項証明書の交付を求めることができる。

（建築物等の収用の請求）

第三十五条の四 工業団地造成事業につき都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

2 土地収用法第八十七条の規定は、前項の規定による収用の請求について準用する。

（費用の負担）

工業団地造成事業に要する費用は、施行者が負担する。

（書類の送付に代わる公告）

第三十七条 施行者又は施行者があつた者は、工業団地造成事業の施行に關し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなくて、その者の住

所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

（監督）

第三十八条 国土交通大臣は施行者である府県に対し、府県知事は施行者であるその他の地方公共団体に対し、それぞれ、それらの者が定めた施行計画又はそれらの者が行う工事が、この法律、この法律に基づく命令若しくは工業団地造成事業である都市計画事業の内容又は施行計画に従つていないと認める場合においては、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求める

ことができる。

2 施行者である地方公共団体は、前項の規定による要求を受けたときは、当該施行計画の変更又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。

3 国土交通大臣は、第三十条から第三十二条までの規定に違反する譲受人の決定又は違法若しくは不当な第三十四条の規定に基づく承認若しくは不承認の処分が行われたときは、造成工場敷地の適正な処分及び管理を確保するため必要な限度において、施行者があつた者に対し、造成工場敷地の処分の差止めを求め、又は承認若しくは不承認の処分を取り消すことができる。

4 施行者があつた者は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分を差し止めなければならない。

（報告、勧告等）

第三十九条 国土交通大臣は施行者に対して、府県知事は施行者である市町村に対して、それぞれ

その施行する工業団地造成事業の施行に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は工業団地造成事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

2 国土交通大臣は施行者若しくはその長又は施行者があつた者若しくはその長に対して、府県知事は施行者である、若しくは施行者があつた市町村又はその長に対して、それぞれその行う造成敷地等の処分及び管理に関し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は造成敷地等の処分及び管理を適正に行わせるため必要な勧告若しくは助言をすることができる。

（審査請求）

第四十条 施行者があつた者が第三十三条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求ができる。

（工業団地造成事業用地についての配慮）

第四十一条 国又は地方公共団体の行政機関は、近郊整備区域内又は都市開発区域内の土地を工業団地造成事業の用に供するため、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、工業団地造成事業が促進されるよう配慮するものとする。

（不動産登記法の特例）

第四十二条 工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

（政令への委任）

第四十三条 この章に特に定めるもののほか、この章の規定によりすべき公告の方法その他この章の規定の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（第三章 雜則）

（施設の整備等）

第四十四条 国及び地方公共団体（港務局を含む。）は、近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画を達成するため必要な施設の整備の促進に努めなければならない。

(国有財産の売払代金等の特約)

第四十五条 各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下この条において同じ。）は、近郊整備区域内又は都市開発区域内において政令で定める製造業（物品の加工修理業を含む。）、運送業、倉庫業その他の事業を営む者に対し、その事業に必要な工場、事業場又は政令で定めるその他施設の用に供するため普通財産である国有財産を譲渡する場合において、当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設設計画に照らして適当であると認められたときは、その売払代金又は交換差金について、確実な担保を徵し、かつ、利息を附して、十年以内の延納の特約をすることができる。

第四十六条 国は、一般公衆の利用に供する鉄道又は軌道で近郊整備区域又は都市開発区域を育成発展させるため必要であると認められるものを敷設する者に対し、必要な資金のあつせんに努めなければならない。

第四十七条 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百六十六号）第五条の規定が適用される場合を除き、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、政令で定める地方公共団体が、都市開発区域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。（権限の委任）

第四十七条の二 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長に委任することができる。

第四十七条の三 第二十六条第二項の規定により府県が処理することとされている事務（府県が施行する工業団地造成事業に係るものに限る。）は、第一号法定受託事務とする。

第四十八条 第三十三条第一項の規定に違反して、造成工場敷地を製造工場等の建設以外の目的に使用した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四章 罰則

第四十九条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第三十三条第一項の規定に違反して、計画の承認を受ける手続をせず、又は承認を受けた計画に従つて製造工場等を建設しなかつた者
二 第三十四条第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けないで、造成工場敷地を権利者に引き渡した者
三 第三十四条第二項の規定により附した条件に違反した者

第五十条 第三十五条第四項又は第三十五条の二第二項の規定に違反して、第三十五条第三項又は第三十五条の二第一項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第三十四条第一項の承認について虚偽の申請をした者は、十万円以下の過料に処する。

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、第四十八条又は第四十九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえ一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和四三年六月一五日法律第一〇一号）

この法律（第一条を除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附 則 （昭和四五年六月一日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和四七年七月一日法律第一一一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四九年六月一日法律第六七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和四九年六月一日法律第六九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和四九年六月二六日法律第九八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四九年六月二六日法律第九八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四九年六月二六日法律第九八号）抄

（経過措置）

第五十三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法、首都圏整備法、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律、首都圏近郊緑地保全法、筑波研究学園都市建設法、近畿圏整備法、近畿圏の既成市街地における工場等の制限に関する法律、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律、近畿圏の保全区域の整備に関する法律、琵琶湖総合開発特別措置法、中部圏開発整備法、新産業都市建設促進法、過疎地域対策緊急措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島復興特別措置法及び小笠原諸島復興特別措置法

の一部を改正する法律、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、地価公示法、不動産の鑑定評価に関する法律（不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律において準用する場合を含む。）又は水資源開発公団法（以下「国土総合開発法等」と総称する。）の規定により國の機関がした許可、承認、指定その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の國の機関がした許可、承認、指定その他の行為は、この法律による他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の国土総合開発法等の規定により國の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、この法律による改正後の国土総合開発法等の相当規定に基づいて、相当の國の機関に対ししてされた申請、届出その他の行為とみなす。

附 則 **（昭和五〇年六月二十五日法律第四五号）抄**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 **（昭和五三年五月二三日法律第五四号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 **（昭和五三年五月二三日法律第五五号）抄**

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 **（昭和五四年三月三〇日法律第五五号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、施行する。

3 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、同項

附 則 **（昭和五六年五月二二日法律第四八号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条から第五十五条までの規定

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成一一年六月一六日法律第七六号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 **（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄**

（施行期日）

1 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（同法第二百五十五条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）

第一百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについて

は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服

る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五项、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第一百二条の規定（公布の日）

第三十四条 施行日前に第七十二条の規定による改正前の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（以下この条において「旧近畿圏近郊整備区域等整備開発法」という。）第二条第一項の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第七十二条の規定による改正後の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（以下この条において「新近畿圏近郊整備区域等整備開発法」という。）第三条第一項の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

2 施行日前に旧近畿圏近郊整備区域等整備開発法第三十八条第一項の規定により建設大臣が府県に対しめた命令若しくは府県知事がその他の施行者に対してした命令又は同条第二項の規定により国土庁長官が地方公共団体に対してした命令は、それぞれ新近畿圏近郊整備区域等整備開発法第三十八条第二項の規定により建設大臣が府県に対しした要求若しくは府県知事がその他の地方公共団体に対してした要求又は同条第四項の規定により国土庁長官が地方公共団体に対してした要求とみなす。

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第二十一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについて

は、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日